して必ず運転が阻止されるとは限らず，また右の瑕疵により前記の災害を招く可能性があることは否定できないので，……，その災害は許可にも起因するものというべきである」と。

福島地裁判決は，段階規制の中でも設置許可処分が最も重要なものである，との判断を鮮明にして，次のように判示している。

「そもそも原子炉設置許可申請をする者で当該原子炉の運転を目的としない者はあり得ず，本件許可処分後右の運転に至るまでの後続処分等の手続は，本件許可処分によって必然的なものとして予想されるものである」とし，さらに，「一連の処分のうち最も重要かつ基本的な安全審査のなされるべき原子炉設置許可処分に存する安全審査上の瑕疵についての主張をすることが不可能となることもあり得るのであるから，この点からしても，原告ら主張の利益侵害は本件許可処分の法律上の効果としてとらえることができる」と。

水戸地裁判決も，次のように判示して，他の判決に同調している。

「原告らの主張する利益の侵害は，……，基本設計の瑕疵に基づくものである限りにおいては，本件処分により必然的にもたらされるおそれのある利益侵害であると解するのが相当である」と。

民事訴訟との関連

国側は，原告ら住民の被害予防の救済方法としては電力会社相手の民事訴訟の途が開かれていることからも，設置許可取消しを提起する権利は原告らにない，と主張してきた。

これに対し**松山地裁判決**は，あっさりと，「このこと（民事訴訟提起の可能性）から直ちに，原告らに本件許可処分の取消を求める利益が存在しないとする理由は見い出し難い」と判示して国側の主張を退けた。

高松高裁判決も同様に一蹴し，**福島地裁判決**は，行政訴訟の原告であっても，「設置許可処分の法律上の効果と抵触しない範囲での民事訴訟（人格権や財政権に基づく原子炉設置工事や操業の差止め等の民事訴訟）を提起できる」とし，**水戸地裁判決**も，取消し訴訟の原告になることによって，「民事訴訟において，本件処分に瑕疵があり適法な許可を受けたものでないことを主張することはできない」という制約を受けるから，ということで，ともに，民事訴訟と矛盾しないと認定した。

（以下次号に続く）

会計報告（'85.11／1～12／2）

収入		
会　費		22,000
ニュース購読料		81,400
上告理由書売上金		95,000
コピー代金		8,120
	計	206,520
支出		
ニュース印刷代		25,000
郵送料		9,430
振替手数料		800
資料費		21,600
ゼロックス・リース料		14,300
	計	71,130
差引		135,390
		（一部借入金返済に充当）
積立金合計		8,413

伊方訴訟ニュース

第148号
1985年12月15日

伊方原発訴訟を支援する会
連絡先：〒530 大阪市北区西天満4—9—15第一神明ビル
藤田法律事務所 ☎ 06—363—2112 口座大阪3—48780

最高裁審理に備えて

原発訴訟4判決に現われた推進側の矛盾

既報のように，伊方原発訴訟弁護団は，さる6月28日に，最高裁あてに「上告理由書」を提出し，さらに9月18日には，その訂正書を送付した。最高裁からは，それらの文書に対して受理通知が送られてきたが，その後，最高裁からは何の沙汰もないままである。

しかし，上記訂正書を発送した際に，最高裁が「上告理由書」（8部提出ずみ）の増刷を進めていることが判明し，また，敦賀市に建設される高速増殖炉「もんじゅ」に対し，9月26日，周辺住民が建設取消し訴訟を提起した際，福井地裁は「最高裁が求めている」として訴状8部を追加請求したという。

こうした事実は，原発訴訟としては始めての本件上告審に，最高裁が，並み並みならぬ熱意をもって当ろうとしていることを示しているといえよう。

国の原発設置許可の取消しを求めた行政訴訟に対し，これまでに次の4判決が下されている。すなわち，伊方1号炉に対する松山地裁判決（S58.4.25），同高松高裁判決（S59.12.14），福島第2原発1号炉に対する福島地裁判決（S59.7.23）および東海第2原発に対する水戸地裁判決（S60.6.25）とである。

これらの判決は，いずれも，原告住民側の訴えを退け，国の設置許可を追認したという点では共通している。しかし，上記4判決を仔細に検討すると，部分的にではあるが，相互に矛盾した箇所のあることに気付く。それらは，原告住民側の主張の内容，アクセントの置き方によることもあろうが，総じて，原発推進勢力の主張の弱点と，それを受けての裁判所のためらいとを反映しているように見受けられる。

恐らく，最高裁と法務省（国の代理人）も，それぞれの立場から，上記4判例の比較検討を進めていることであろう。

私たち「支援する会」は，さきに高松高裁の判決を復刻出版した際，「松山地裁判決」との比較を，部分的にではあるが提示した。最高裁審理までに出ると予想された判決が出揃った現在，「訴訟ニュース」のこの号から，主な項目ごとに，上記4判決の内容の相違点をまとめて掲載し，読者の皆さん方がそれぞれに，最高裁での審理に備えられるための資料として提示していくことにした。 (Q)

1　原告適格

松山地裁判決が原発周辺地域の住民に対して，原発設置許可取消しを求めて行政訴訟を提起する権利，いわゆる原告適格を認めて以

来，それに続く3判決のすべてが，その判示を継承してきている。このため，マスコミなどでは原告適格を認める判例は確定したと評価しているものが多い。しかし，これまでの各訴訟における国側の執拗な主張ぶりから判断しても，最高裁での逆転，つまり「門前払い」を期待していることは疑いない。

一方，4判決の結論は一致しているものの，その判断の方法や内容については，かなり異った部分を含んでおり，原発についての裁判所の基本的な考え方が現われていて面白い。

以下に，原告適格の判示に関わる各項目について，4判決の内容を比較検討しよう。

原告の居住地域

松山地裁判決は，伊方原発から直線距離にして約30kmの最も遠い地域に住んでいる原告も含め，すべての原告を，次のように判示して認知した。

「本件原子炉の平常運転時において，放射性物質を告示所定の規制値（0.5レム）以上に多量に放出する事態が発生すれば，気象，退避その他の諸条件に伴い，原告らのうち，本件原子炉の近辺に居住する者は，放射線障害により発病する蓋然性があること，また，本件原子炉で炉心溶融等の事故が発生して，格納容器の破損が生ずると，原子炉内に蓄積している核分裂生成物の多くが，環境中に放出され，前記諸条件に伴い，原告らは，いずれも，核分裂生成物からの放射線に被ばくし，急性放射線障害により，死亡又は発病する蓋然性を有する者らである」と。

高松高裁判決は，この点については，全くそのまま継承した。

福島地裁判決は，福島第2原発から数kmから60数kmの範囲に住んでいる全原告を次のように認知した。

「原告らは，いずれも本件原子炉施設周辺の住民ではあるものの，……，どこまでの範囲の者に本件訴えの原告適格を認めるかが問題とはなるが，……，経験則上等から一見明白に原子炉等による災害による被害を受けないと認められる者を除いては，当該周辺住民個人個人について逐一原子炉からの距離や災害等の態様等とを考慮するなどして原告適格の有無を判定することなく，全体について原告適格を認めるのが相当であると解されるところ，本件原告らについては，……，右にいう経験則上等から一見明白に被害を受けない者の範囲に含まれるとは認め難い」と，原告らを全体として認知する理由を示している。

水戸地裁判決は，後述の「利益侵害のおそれの主張，立証」の項の結論として，次のように認定した。

「本件原子炉施設から約20キロメートル以内の地に居住している原告らは，いずれも本件原子炉施設から環境へ放出される放射性物質により，五感により感得することができないために防御対策がむずかしい放射線被曝に遭遇し，その生命，身体等を侵害されうる立場にある者と認めるのが相当である」と。

法律上の利益を有するかどうか

被告国側が原告不適格の根拠とした最重要論点は，「行政処分取消しの訴えは，当該処分の取消しを求めるについて法律上の利益を有する者に限り提起することができる（行訴法9条）が，原発設置許可の根拠規定となっている原子炉等規制法24条1項は，公共の利益の保護を目的としており，原告ら周辺住民の個々の利益は，その結果として保護される反射的利益にすぎない」という点にあった。これに対し各判決は，それぞれ，次のように判示して，国側の主張を退けている。

松山地裁判決は，原子炉等規制法の目的は「災害を防止して公共の安全を図るために必要な規制を行う」というものであり，同法24条1項4号も「原子炉等による災害の防止」を目的としていることは明らかであると認めた上で，「しかし，右の点から，規制法，特にその24条が，公共の利益のみを保護の目的としていると解するのは相当でない」とし，その根拠として次の2点をあげている。

その第1点は，原子炉等規制法24条1項4号とその付属法規，関連する指針などは，「いずれも原子炉施設周辺における放射線被ばくを軽減し，かつ原子炉施設周辺住民が原子炉事故による災害を被ることを防止することを重要な目的としている」ということ。

第2点は，「原子炉施設周辺に居住する住民は，現実に損害を受けない限り，原子炉設置許可処分の違法性を追及することができないという不都合な結果を招く」ということ。

高松高裁判決は，この点に関しては，さらに踏み込んで，次のように判示している。

「（原子炉の安全性に関する）規制は，公共の安全という公益的見地からのものであるとしても，これをそのような抽象的，包括的なものにとどまるとみるのは妥当でなく，危険性の顕在化が周辺住民の災害に結び付くことを直視しこれを踏まえた実質的な観点から，右の公共の安全なるものは，結局のところ，具体的な周辺住民の生命，身体，生活の安全ということに帰着するとみるのが相当である」と。

福島地裁判決は，「原子炉施設周辺住民の右（自己又はその子孫の生命，身体等かけがえのない貴重な）利益を抜きにして公益の保護を図ることはできない」と判示し，その根拠として，原子炉等規制法と公害対策基本法との対比を示している。

すなわち，公害対策基本法は，「いわば抽象的，一般的公益とも解される生活環境の保全という目的のほかに国民の健康保護をも目的としているところからみて」，同法8条を受けて制定された原子力基本法やそれに基く原子炉等規制法も「公害対策基本法と同様一般的な公益のみならず個々住民の個人的利益……をも保護目的としているとみるのが合理的」であるとしている。

水戸地裁判決も，原子炉等規制法24条1項4号の目的は，「周辺住民個々人の安全を抜きにして専ら公共の安全という公益のみを保護すること」ではないと判示しているが，その根拠を，「周辺住民個々人の受けるおそれのある被害の特質と重大性」に置き，それらを次のように認定している。

「放射線は人間の五感により感得することのできないものであり，したがって，現に放射線を被曝していてもそのことを直接感知することはできず，しかも，放射線による障害のうち，晩発性障害は放射線を受けた数年後ないし数十年後になって初めて発現し，遺伝的障害は子孫の代になって初めて顕在化する上，これらの障害は，人工放射線以外の事由により生じた障害との間の区別が全くできない非特異性疾患として出現するとされているものであるから，これらの障害が生じてから，

その原因が原子炉施設から放出された人工放射線に基因するものであることを立証することはほとんど不可能である。

これらのことを考慮すれば，原子炉施設周辺住民の生命，身体等の安全は，規制法による規制が安全性の観点から適切に行われることによって，初めてよく保護される性質のものということができる。」と。

利益保護条項

原発設置許可処分の法的根拠である原子炉等規制法２４条１項（許可の基準）には，次の４つの号が含まれている。

１号：原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

2号：その許可をすることによって原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

3号：その者（許可申請者）に原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり，かつ，原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

4号：原子炉施設の位置，構造及び設備が核燃料物質，核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。

前記の各原発行政訴訟では，それぞれの原告団は，原発設置許可処分は上記の各号のすべてについて違反していると主張してきた。しかし最初の判決である**松山地裁判決**は，前節で引用したように，原子炉施設周辺住民の利益を保護することを目的としている条項は上記４号であるとし，他の各号については，全面的あるいは部分的に，原告適格に該当しない条項であると認定した。

すなわち，上記１，２号については，「国家の原子力についての基本政策の規定及び広く公共の安全を図る趣旨の規定である」として，それらに違反していることを理由としては，原告らが設置許可処分の取消しを求めることができないとした。

また，３号については，「経理的基礎についての規制部分を除いて」，「その所定の要件の存否の判断に過誤，欠落があり，その結果なされた行政処分によって原告らの利益が侵害される蓋然性がある限り，同条１項４号の場合と同様と解される」と認定した。

高松高裁判決と**福島地裁判決**とは，ともに松山地裁判決の判断を踏襲したが，**水戸地裁判決**は，その「取消し理由の制限」の項で，次のように判示して，上記８号の経理的部分も，従って８号丸ごとを，原告適格の適用条項であると認定した。

「３号中『経理的基礎』に係る要件も，原子炉の設置には多額の資金を要するものであることに鑑み，これを欠く者に原子炉の設置を認めると，やはり不完全な原子炉を建設するおそれがあるから，災害の防止を資金的な面から担保することを目的として設けられているものと解される。したがって，８号中経理的基礎に係る部分も，公益とともに原子炉周辺住民個々人の利益をも保護するものと解するのが相当である」と。

利益侵害のおそれの主張，立証

国側は原告適格を否定する論拠の一つとして，原告らが利益侵害であるとして主張している内容は，原発設置許可処分の対象となった原発への，抽象的で漠然とした不安，危ぐ，懸念にすぎないことをあげていた。

これに対して**松山地裁判決**は，次のように判示して，災害を被る蓋然性が認められれば，原告としての主張は十分であると認定した。

「各証拠によれば，原告らが主張するところの平常運転時における微量放射線の被ばくによる危険性の存在，原子炉の炉心溶融事故の発生により，原告らの生命，身体等が損傷される蓋然性の存在は，いずれも明らかに否定されるが如きものでないから，原告らの本訴訟の利益が否定されることはない」と。

高松高裁判決も基本的には，松山地裁判決を踏襲し，次のように判示している。

「もしその（安全審査の）過誤等があれば，少なくとも，本件原子炉の周辺に居住する控訴人（原告）らに災害を及ぼすことになるのは否定し難いので，事柄の性質にかんがみ，控訴人らの原告適格の存在に関する主張立証はなされているとみて差支えない」と。

また同時に，「災害の原因となる本件許可処分の瑕疵の存比は，あくまで本案の問題である」として，「門前払い」を否定した。

福島地裁判決と**水戸地裁判決**も，上記２判決と同様の認定を示しているが，とくに後者は，原子炉事故による災害に重点を置き，以下の事例を証拠としてあげている点が注目される。すなわち，ＬＯＣＡ時にＥＣＣＳが効果を発揮しない場合に炉心溶融事故が発生する可能性，ＴＭＩ事故で約３２km内の住民の退避が検討された事実，設置許可申請書に２０km以内の地図が添付されている事実、防災対策で２０km地点で０.５レムを超えることを想定している事実，などをあげ，約２０km以内に居住する全原告に原告適格を与え得る危険性が認められるとしている。

段階規制論

国側の主張のもう一つの柱は，いわゆる「段階規制論」で，次のような内容である。原発の安全性は設置許可処分のみによって保障されているのではなく，その処分から運転開始までに至るいくつかの工事認可，検査の段階，さらには運転中の検査など，一連の規制によって完結する。したがって，運転開始後に予想される災害を理由に，原発の基本設計を認めたにすぎない設置許可処分の取消しを求めることは許されない，と。

この主張に対し，**松山地裁判決**は，次のように判示して，簡単にその主張を退けた。

「原告らの主張の趣旨は，本件許可処分に際しなされる原子炉の安全審査に過誤，欠落があることから，それによって原告らが本件原子炉により被害を受けるというものであると解される。したがって，本件許可処分に後続する各種の処分があり，かつ，原告らの主張する被害は，原子炉の運転という事実行為より発生するものであるからといって，原告ら主張の被害が本件許可処分によるものでないとすることはできない」と。

高松高裁判決は，もう一歩踏み込んで次のように判示している。

「原子炉設置許可は，原子炉の運転に不可欠であり，しかも，その運転を予定し運転による災害の防止ということを検討してなされるものである上，それがもし申請に係る原子炉施設の設計に瑕疵があることを看過してなされた場合に，右の認可及び検査の段階で瑕疵が確実に補完是正され或は不認可不合格と